

平成30年 1月18日

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立宇和島南中等教育学校

1 学校いじめ防止基本方針

愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、本校の学校いじめ防止基本方針を以下の通り定める。

いじめが、「いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」（「いじめ防止対策推進法 第1条」）ことに鑑み、いじめ問題が学校における重要な人権課題であるという基本認識に立ち、生徒等の生命及び尊厳を保持するため、①いじめの防止、②早期発見、③いじめに対する措置、④いじめが起らない環境づくり等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(1) 本校が目指す生徒像

ア 校訓 「自主 自律 健康」

イ 教育方針 「輝く瞳の君であれ」一人一人の自己実現を目指して

ウ 重点努力目標 「夢・挑戦・感動」
一夢を持ち、挑戦し、そして感動する生徒の育成一

エ 後期課程 目指す取組

- 一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、希望する進路実現を目指します。
- 進んで学ぶ意欲を高め、心身の調和のとれた生徒の育成を目指します。
- 豊かな創造性と、高いコミュニケーション能力を持つ国際的人材を育てます。
- 地域、保護者に開かれた活力あふれる学校を目指します。

オ いじめ防止の視点から

(ア) 自主

- 自ら学び、探究する心を持ち、科学的・合理的な思考力と、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。

(イ) 自律

- 自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育成する。

(ウ) 健康

自他の命や体を大切にすると、自分が本来持っている能力を最大限に発揮すること

ができる実践力を育成する。

2 いじめの定義と理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。インターネットを通して行われるものを含む。当該行為の対象となった生徒等の被害性に着目し、心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

ア 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

イ いじめの理解

仲間はずれ・無視・陰口、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害や加害を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。いじめが長期化・深刻化する前に、いじめを早期に発見し、適切に対処することが重要である。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(2) いじめ防止等に関する本校の基本的な考え方

ア 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という認識

いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間

はずれ・無視・陰口、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害や加害を経験しているという現実がある。いじめは、人間関係の中で発生し、周囲を含めた人間関係の中で変化する。

イ 「いかなる事由もいじめを正当化する理由にはならない」という認識

「いじめはよくないが、いじめられる側にも問題がある」という周囲の考え方が、いじめを容認したり助長したりする雰囲気を形成している大きな原因となっている。また、いじめの加害者が自らの行為を正当化したり、いじめの被害者を孤立させる要因ともなっている。たとえ、いじめの被害者に生活課題があるとしても、それを理由にいじめを正当化することはできない。

ウ 「いじめ問題は、学校における重要な人権課題である」という認識

いじめは、人間関係の中で生じ、特定の生徒が集団から排除され孤立する過程において、心理的・物理的あるいは経済的に追い詰められていく。いじめが、「いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」という観点において、いじめは学校における重要な人権課題である。

エ 「いじめの未然防止及び重大事態への対処は、学校・教職員の重要課題である」という認識

上記ア～ウの認識に立ち、生徒等の生命及び尊厳を保持するため、①いじめの防止、②早期発見、③いじめに対する措置、④いじめが起らない環境づくり等のための対策を総合的かつ効果的に推進することは、本校教職員全員が取り組むべき重要課題である。

3 組織及び全体計画 (別紙1参照)

(1) いじめ問題等対策評議員会

ア 構成員

- 校長、教頭、総務部長、教務部長、進路部長、生徒部長、保健環境部長、教育研究部長、情報図書部長、人権教育部長、学年主任(1～6年)
- 学校評議員、学校関係者評価委員

イ 職務

- 学校いじめ防止基本方針の検証
- 日常の指導体制の検証
- 緊急時の組織的対応の検証

(2) いじめ問題等対策委員会(重大事態発生時のいじめ対策本部)

ア 構成員

- 校長、教頭、生徒部長・課長、保健環境部長・課長、人権教育部長・課長、学年主任(1～6年)
- 教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該クラスの担任、部活動顧問(いじめが部活動内で起こった場合)

イ 職務

校内にいじめ防止等の中核となる組織として、以下の職務を担うものとする。

(7) 学校いじめ防止基本方針等の作成・検証・修正

- 学校いじめ防止基本法の作成・検証・修正

(イ) いじめ防止等に関する職務

- 年間指導計画の作成・検証・修正
- 校内研修会の企画・立案

(ウ) いじめの早期発見

いじめの相談・通報の窓口としての役割を担うとに、アンケート等を通していじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、共有された情報を基にいじめであるかどうかの判断を行う。

(エ) いじめに対する組織的対応

いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の

決定と保護者・地域の関係諸機関との連携といった対応を組織的に行う。

(オ) 重大事態への対応（いじめ対策本部として）

「いじめ問題等対策委員会」が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、「いじめ対策本部」として、いじめ収束に向けて校内の中核的役割を果たす。

- 緊急職員会議を召集し、全教職員の意識統一と指導方針等の確認を行い、全教職員で取り組む態勢を整える。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- いじめ事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置などを行う。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの予防（日常の指導）

いじめの未然防止の基本は、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進めていくことである。いじめは人間関係の中で起こり、周囲との関係において変容する。いじめは、被害者や加害者だけの問題ではなく、全ての生徒に関わる重要な生活課題であるとの認識に立ち、全員を対象に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒一人一人が認められ大切にされていることを実感でき、いじめが起らない学校風土を培うことが重要である。そこで、以下の4つの観点から日常の教育活動・学習活動の見直しと改善を図る。

ア 人権を尊重する主体を育てる

生徒一人一人の豊かな人間性や社会性を育てるために、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- 生徒一人一人が達成感や有用感を実感し、自尊感情を涵養する教育を実践する。
- 言語活動を重視し、相手を尊重しながら自分の考えや意見を述べたり、他者の意見を受けとめたりすることができる技能を養う。
- 一人一人の多様性を尊重し、様々な課題に積極的に関わっていこうとする姿勢や態度を養う。

イ 生徒たちが本来持っている能力を最大限に伸ばす

様々な課題を有する生徒たちの教育を保障するという観点からも、本校生徒がいじめや不登校などを理由に、学習機会が奪われることがあってはならない。生徒自らが集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、個々の生徒がいたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、励ましの響き合う学校風土をつくる。また、全ての生徒の教育を受ける権利を保障する観点からも、障害をはじめ様々な課題を有する生徒への合理的な配慮と適切な教育支援を行う。

- 多様な評価尺度をもち、様々な教育活動の中で一人一人の生徒のよさを見つけ、本来持っている力を引き出すよう努める。
- 授業等を通して、各教科の指導目標のもと、基礎的・基本的事項の指導を徹底し、進路希望の実現のために学力を高める指導を行うとともに、生徒の個性を生かし、自ら学ぶ態度の育成に努める。
- 教室で授業を受けるのが困難な生徒に対して、別室登校指導委員会を中心に、当該生徒の学力を保障するための対策等を講じる。

ウ 人間の生命と尊厳について理解を深める

互いを尊重する学校風土を日常生活に根付かせ、いじめを未然に防止するために、

多様な価値観や異なる文化を互いに認め合い、共に生きることを意味を考えさせる教育活動を実践する。また、あらゆる学習機会を通して「いじめは決して許されない」という実践的態度の育成を図る。また、特別活動等を通して、愛媛県教育委員会や地域との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援する。

- いじめの未然防止に資する教職員研修を計画的・定期的を実施し、教職員の資質の向上と生徒理解を図る。
 - ・ 人権・同和教育教職員研修（4月、8月、1月）
 - ・ 教育相談、特別支援教育（7月）
- 「人間の生命と尊厳」の尊重を基調とした教育を実践する。
 - ・ 各教科の年間指導目標、内容、評価にいじめ防止に資する内容や観点を適切に取り込む。
 - ・ 人権・同和教育学級活動、ホームルーム活動（年3回）をはじめとする学級活動、ホームルーム活動の充実させる。
 - ・ 情報教育等を通じて情報モラル教育の充実を図る。
- いじめの防止に資する生徒の自主的活動を積極的に支援する。
 - ・ 総合的な学習
 - ・ 生徒会活動、委員会活動（あいさつ運動、研修会参加 等）
 - ・ ボランティア活動（生徒会・家庭クラブ 等）
- 啓発活動
 - ・ 講演会（生徒部・保健環境部等が連携し実施）
 - ・ 人権集会（人権教育部が実施）
 - ・ 「人権だより」、「保健だより」等の編纂・発行

エ 自他の人権が大切にされた環境で学ぶ

学校が、全ての生徒にとって安全で安心できる場となるよう、一人一人の生徒が、かけがえのない存在として、互いのよさを認め合い、個性を伸ばすことができる環境づくりに努める。そのためにも、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努める。

- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 普段の声かけや個人面談、教育相談等を通して教職員と生徒間の信頼関係を構築する。
- 生徒一人一人の個性や能力・適性を尊重し、違いを排除するのではなく、違いを豊かさにとらえることのできる感性を培う。

ホームルームや部活動等における望ましい人間関係づくり（仲間づくり）を行う。

(2) いじめの早期発見と初期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提である。教職員は、保護者や地域と連携しながら、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つよう努める。そのために、教育相談・特別支援教育をより日常化させるとともに、生徒や保護者等からの訴えを、個人や学年などが抱え込まずに全て「いじめ問題等対策委員会」に報告・相談し、情報の共有と共通認識の形成を図る必要がある。

ア いじめ等に関する相談・調査

生徒・保護者にとって信頼できる教職員が最初の相談相手となる。いじめの相談あるいは通報を受けた教職員は、当該生徒・保護者との信頼関係を大切にしつつ、一人で問題を抱えることなく、当該生徒・保護者の承認を得て、速やかに「いじめ問題等対策委員会」に報告し、組織的に対応する。相談窓口としては、以下の相手が考えられる。

(7) 担任・学年、生徒部

- 担任、学年主任による面談
 - ・ 始業式・入学式後の一週間は短縮授業の特別時間割を組み、面接週間を設け、各学級担任と副担任が協力して生徒との人間関係の構築と生徒の実態把握に努める。
- 家庭訪問
 - ・ 中間考査中（5月）に家庭訪問期間を設け、生徒の状況把握（学習面・生活面）を行うと共に、家庭との連携を図るための信頼関係の構築に努める。実施後は、実施報告書を学年主任、生徒部へ提出し、実態把握と必要な情報の共有を行う。
- 「南窓」の活用
 - ・ 生徒が毎日学級担任に提出する「南窓」を活用し、生徒が日記として日々の出来事や教師への相談事などを綴り、担任との信頼関係を築くと共に、担任が生徒の心の変化やトラブルを早期発見したり、生徒が担任に相談する場として活用する。

(イ) 保健環境部

- 養護教諭
 - ・ 保健室を利用する生徒の健康状態をチェックすると共に、生徒の様子に目を配り、対話の中でいつもと違うと感じたときは、生徒に寄り添いながら悩みを聞くよう心がける。気になる生徒に対しては、継続して見守り、声かけなどを行い生徒が心の内を話してみようと思えるように支援する。
- 教育相談員
 - ・ 「教育相談室」において、生徒の居場所を提供しながら、生徒の相談を受け入れる体制を整備する。

- 専門家による健康相談
 - ・ 各学期の長期休業前にカウンセラー（臨床心理士）を招き、希望生徒を対象に実施する。健康相談が必要と思われる生徒や保護者に対して、担任または養護教諭より声かけを行う。又、教員の生徒対応の相談も可能。
- 教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター
 - ・ 担任や学年などから独立し、生徒や保護者が教育相談や特別支援の相談をする窓口としての役割を担う。
 - ・ 教育相談コーディネーターは、学校生活につまづきがある生徒に対し、心のケアやその後の指導に関しての方法を考え、推進するための調整を行う。
 - ・ 特別支援コーディネーターは、障害がある生徒を含む特別な支援が必要だと思われる生徒に対し、適切な支援方法を考え、推進するための調整を行う。

(ウ) 人権教育部

- 「学校をよくするためのアンケート」の実施
 - ・ 年2回、7月と1月にアンケートを実施し、いじめや体罰の相談や通報の機会とすると共に、いじめや体罰の予防的役割を担う。

イ 生徒の欠席・遅刻・早退等への初期対応

本校生徒がいじめや不登校などを理由に、学習機会が奪われることがあってはならない。生徒が連続して、あるいは断続的であっても、欠席が続く場合には、生徒・保護者等と連携をとりながら、早期に対応しなければならない。

(7) 担任・学年主任

いじめや不登校等の兆候を早期に発見するために、「生徒出席状況一覧」を活用し、生徒の欠席・遅刻・早退等の状況を一括管理し、情報の共有を図ると共に、生徒の日常生活の観察・記録・報告を密にする。

- 担任は、毎日SHR後に職員室の「生徒出席状況一覧表」に生徒の欠席・遅刻の状況を記入し、保護者からの欠席連絡がない場合には保護者に連絡し、欠席理由を記入する。学年主任は、当該学年の出欠状況をチェックする。
- 教科担任は、毎時間クラスの出席簿に記入し、授業終了後出席状況を確認する。遅刻・早退・欠課等の変更があれば生徒出欠状況一覧に記入し、担任に連絡する。担任は保護者に連絡する。学年主任は、当該学年の出欠状況をチェックする。
- 生徒の欠席・遅刻・早退等が連続して3日間続く、あるいは1か月通算欠席等が7日間を超える場合、担任・学年主任は、管理職に状況を報告する。
- 欠席理由が曖昧、あるいは不自然であると判断される場合には、「いじめ問題等対策委員会」に報告し、担任は家庭訪問を実施し、本人・保護者と面談をする。関係職員は、周囲の生徒や教職員等にも聴取するなどして事実確

認（不登校の原因や背景など）に努める。

(イ) 「いじめ問題等対策委員会」

「いじめ問題等対策委員」は、当該生徒の欠席の原因や背景状況をつかんだら、それを検証し、解消するための対策を講じる。

- 当該生徒や保護者からいじめられて欠席に至ったという申し立てがあったときは、県教育委員会に報告し、調査等に当たる。
- 当該生徒の欠席の原因や背景にいじめがある疑いがあると認められる場合、県教育委員会に報告し、調査等に当たる。
- 当該生徒の欠席の原因や背景にいじめがあると確認されない場合においても、連続欠席が3日間あるいは、1か月通算欠席等が7日間を超える場合は、サポートチームを結成して当該生徒の支援を行う。
 - ・ 教室で授業を受けるのが困難な生徒に対しては、別室登校指導委員会を中心に、当該生徒の学力を保障するための対策等を講じる。
 - ・ 障害をはじめ様々な課題を有する生徒に対しては、特別支援コーディネーターを中心に、当該生徒への合理的な配慮と適切な教育支援を行う。

ウ 情報の共有

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員（担任や学年等）で抱え込まず、「いじめ問題等対策委員会」に速やかに報告し、いじめ対策委員会を中心として組織的に対応する。「いじめ問題等対策委員会」は、いじめ等に関する情報を、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(3) いじめに対する措置

いじめが疑われる案件については、被害生徒や通報した生徒の安全確保を第一としつつ、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。その際は、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解の下、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関・専門機関との連携を図る。

なお、学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告を行い、その指示に従い適切に対処する。

ア 生徒への対応

(7) いじめられている生徒への対応

いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、二次被害を防止するために以下の支援を行う。

- いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地

域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。

- いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(イ) いじめている生徒への対応

いじめた生徒への指導に当たっては、「いかなる事由もいじめを正当化する理由にはならない」との立場から、以下のような指導・支援を行う。

- いじめは相手の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 学校長が必要と認める場合には、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が安全かつ落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署とも連携して対応する。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

(ウ) 関係集団への対応

いじめが行われた学級や部活動など、いじめにどのような形であっても関わった集団に対して、次のような指導・支援を行う。

- 「いかなる事由もいじめを正当化する理由にはならない」ことを理解させるとともに、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう知らせる。

イ 保護者への対応

学校は、いじめ事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置などを行う。

(4) 重大事態への対処

学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告を行い、その指示に従い適切に対処する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ア 重大事態の意味について

(7) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(イ) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続欠席が3日間あるいは、1か月通算欠席・遅刻・早退等が7日間を超える場合には、重大事態につながる恐れがある状況と捉え初期対応を行う。

イ 重大事態時の報告

学校長は、重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会へ報告を行い、県教育委員会は速やかに知事へ事態発生について報告する。

重大事態か否かの判断については、児童生徒や保護者からの申し立てを真摯に受け止めたうえで、国が示すガイドラインを参考とする。

ウ 調査の実施

学校（いじめ対策本部）は、いじめの事実関係を明確にするために、いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、当該生徒や保護者から十分に聞き取るとともに、教職員（学級・学年・部活動関係等）、関係する生徒から質問紙調査や聞き取り調査を行い、

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などに関する客観的な事実関係を、速やかにかつ可能な限り網羅的に明確にする。

生徒に質問紙調査を実施するにあたっては、調査によって得られたアンケートが、回答した生徒のプライバシー保護に配慮した上で、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを説明する。

調査を実施する際は、事実にしっかりと向き合う姿勢を重視し、アドバイザー等専門家からの調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

エ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

学校は、県教育委員会の指導及び支援の下、適時・適切な方法で、調査により明らかになった上記の事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

学校長は、調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

なお、上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又は保護者は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に報告する。

(ウ) 知事による再調査及び措置

知事が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生の防止のために必要であると判断した場合は、再調査委員会による「調査結果の調査（再調査）」を受ける。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本基本方針の策定から3年の経過を目安として、法の施行状況や国の基本方針の変更等により、県の基本方針の見直しがなされた場合は、その指示に従って基本方針の見直し・改訂を行う。

※ ネットいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

イ ネットいじめの予防

(7) 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

(4) 情報教育の充実

- 「教科情報」における情報モラル教育の充実
- 学級・ホームルーム活動
- 外部講師を招いてのネット社会についての講話

(5) ネットいじめの早期発見、予防

ウ ネットいじめへの対応

(7) ネットいじめの把握

- 被害者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

(4) 不当な書き込みへの対処

